第24回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 令和4年5月25日(水) 午前11時10分
- 2 場所 滝沢市役所本庁舎 2階 大会議室
- 3 日程
 - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 業務報告について
 - 日程第 4 議案第 1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決 定について
 - 日程第 5 議案第 2号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定につい て
 - 日程第 6 議案第 3号 農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について
 - 日程第 7 議案第 4号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について
 - 日程第 8 議案第 5号 令和5年度農林関係税制改正要望事項の決定について
 - 日程第 9 議案第 6号 令和3年度滝沢市農業委員会事務等の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について
 - 日程第10 報告第 1号 第1回農政小委員会の報告について
 - 日程第11 報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務 報告について
 - 日程第12 報告第 3号 農地転用届出の確認事務報告について
- 4 出席委員 農業委員

推進委員

1番委員 駿河 信一

佐藤 桂

2番委員 太田 豊

幅 和弥

- 3番委員 新田 義修
- 4番委員 佐藤 恵一郎
- 5番委員 武田 美紀
- 6番委員 髙橋 敏彦
- 7番委員 吉清水 秀明
- 8番委員 大森 泰英
- 9番委員 齊藤 新一
- 5 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子

ル 主任主査 細川 直樹

ル 主 査 高橋 昂希

開会時刻 令和4年5月25日(水) 午前11時10分

議長

只今の出席農業委員は9名であります。定足数に達しておりますので 本総会は成立いたします。

なお、本日は推進委員2名が出席しております。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。 本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご 指名することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。 議事録署名人につきましては、8番大森泰英委員と1番駿河信一委員 を指名します。

書記には、事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日と することに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第24回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和4年4月26日から令和4年5月25日までの報告となります。議案書2ページ及び3ページをご覧ください。

(第23回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告)

議長

それでは議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する 意見の決定についてを議題とします。なお、事前に説明しましたが、 議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定 について補足説明いたします。案件は3件です。議案書は5ページか ら11ページをご覧ください。

整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断されると考えられますが、周辺は滝沢中央小学校が隣接するなど市街化区域の西側に隣接していることから、農地転用目的の例外規定における集落接

続に該当するものと見られます。また、資金計画は全額金融機関からの融資によるものであり、金融機関からの融資事前審査結果通知により事業の確実性について確認しているところです。

次に、整理番号2番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は三方が交通量の多い道路に囲まれており、さらに一団の他の農地とは山林等により分断された生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されると考えられますが、周辺はいずみ巣子ニュータウンと新岩手農協の旧滝沢山麓支所の間において宅地等が連なる一角にあることから、農地転用目的の例外規定における集落接続に該当するものと見られます。また、資金計画は全額自己資金によるものでありまして、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

最後に、整理番号3番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は半径500メートル以内に篠木小学校と滝沢市多目的研修センターの2つの公共施設があり、幅員4メートル以上で上水道と下水道の2種類が埋設された道路に面しておりますが、農地法の規定によると半径500メートル以内に2つ以上の教育施設等といった公共・公益的施設があり、かつ、上水道、下水道、ガスのうち2種類以上の管が埋設された幅員4メートル以上の沿道にある場合には第3種農地と判断されることから、農地転用目的の例外規定では第3種農地の転用は原則認められ得るとされていることにより、許可相当の意見になるものと見られます。また、資金計画は金融機関からの融資及び自己資金によるものでありますが、自己資金分は手付金として支払い済みとなっていることから、金融機関からの融資事前審査結果通知並びに領収書によりまして事業の確実性について確認しているところです。

なお、整理番号1番及び3番の2つの案件は、ともに本年1月の総会において滝沢農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見の決定についてご審議いただいた案件となっております。

以上で補足説明を終わります。

議長

今回の現地調査は、武田美紀農業委員、佐藤桂推進委員、幅和弥推進 委員が行っております。

本案件の現地調査報告につきましては、整理番号1番及び3番は第20回総会の議案第4号で報告済みですので省略します。本案件の現地調査報告を武田農業委員にお願いします。

武田農業委員

5番の武田です。それでは私の方から議案第1号のうち整理番号2番について、令和4年5月17日に佐藤推進委員と幅推進委員の3人により現地調査を実施いたしましたので報告いたします。

整理番号2番の申請地の位置は、盛岡農業高校の校舎から北へ約650メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側は道路を挟み農地、西側は道路を2本挟み宅地、南側は農地、北側は道路を挟み、さらに工事中の国道用地が北に続いておりました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防

除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。 以上で報告を終わります。

これより質疑に入ります。 議長

吉清水農業委員 7番吉清水です。整理番号1番は使用貸借ということで、これは多分 親子間での使用貸借なのかと思いますが、賃料等は発生していないとい うことでよろしいのでしょうか。

細川主任主査 使用貸借でありますので、賃料の設定等は特にない、0円ということ で申請されております。

吉清水農業委員 使用貸借ですので、普通であれば、他の第三者等であれば賃料という 形で対価を払うと思うのですが、親子の場合それが発生しないとなれば、 利益の贈与という形にはならないのでしょうか。と言いますのは、税金 とかに関係してくるのではないかと思いまして、その辺が気になったの ですがいかがでしょうか。

詳しい内容までは分からないところもありますので申し訳ございま 細川主任主査 せんが、例えば親の所有地に分家住宅を建てる場合、固定資産税のうち 土地の部分は課税地目が宅地評価になったうえで所有者である親が原 則は納付していく訳ですし、建物は登記名義に基づき子が新たに納税の 義務を負いますので、税制上で誰かが得をすることにはなりません。ま た、都市計画法上と言いますか、建築確認上と言いますか、その申請手 続の中で、この土地を無償貸与しますとか将来的に建物所有者である子 に相続させますとかと記した書面を添付しますが、それは土地の契約書

> いずれにせよ、これらによって法的な、税制上での手続きが特別必要 になるとは税務部署から聞いたことはございません。この場合、最終的 には建物の所有者に土地の所有権が移るとしたら、その段階で贈与税や 相続税が課される訳でありますし、収益目的の物件を無償で借りている 訳でもありませんので、少なくとも農地転用の許可にあたっては問題は 特にないものと認識しております。

> に代わり用途や権利等を確認したりするものであり、それによって特別

議長 よろしいですか。

そのほかにございますでしょうか。

な利得が生じるものでもございません。

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

> 議案第1号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の 挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。 議長

よって、議案第1号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長

日程第5、議案第2号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決 定についてを議題とします。

本案件の整理番号1番、2番につきましては、農業委員会等に関する 法律第31条第1項の規定により議事参与の制限があります。整理番号 1番及び2番は2番の太田委員が該当します。

つきましては、最初に整理番号1番及び2番を審議し、次に整理番号 3番から8番までを一括審議することについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので、最初に整理番号1番及び2番を審議し、 次に整理番号3番から8番までを一括審議することとします。

また、本案件の整理番号8番につきましては、現地調査報告のため出席しております佐藤桂推進委員が関係する案件ですが、農地利用最適化推進委員は農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限には該当しませんので、退席の必要はありません。

佐藤推進委員 推進委員の佐藤です。審議しやすいように退席を希望いたします。

議長 ただ今本人からの申し出がありましたので、佐藤推進委員の退席を許可します。

(佐藤桂推進委員退席)

議長

それでは、整理番号1番及び2番を審議します。議事参与の制限があります。2番太田豊委員の退席を求めます。

(2番太田豊委員退席)

議長

事務局より説明させます。

高橋主査

それでは私の方から議案第2号整理番号1番及び2番について補足 説明させていただきます。議案書は13ページをご覧ください。

整理番号1番及び2番につきましては作業受託していた農地を権利 の設定をするものです

以上、議案第2号整理番号1番及び2番については、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

本案件の現地調査報告を幅推進委員にお願いします。

幅推進委員

推進委員の幅です。それでは私の方から議案第2号整理番号1番及び 2番についてご報告申し上げます。

整理番号1番及び2番の農地につきましては、いずれの現地も全体として広く農地として活用されていることが確認できました。

農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第2号整理番号1番及び2番の現地調査報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号整理番号1番及び2番について、原案のとおり決定することに とに 賛成の方の 挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第2号整理番号1番及び2番は原案のとおり決定いたしました。

2番太田豊委員の入場を許可します。

(2番太田豊委員入場)

議長

2番太田委員にお伝えします。議案第2号整理番号1番及び2番は、 挙手全員で決定しました。

議長

続きまして、議案第2号のうち整理番号3番から8番までを一括審議 します。

事務局より説明させます。

高橋主査

それでは私の方から議案第2号整理番号3番から8番のうち主なものについて説明させていただきます。議案書は14ページからご覧ください。

整理番号4番は地域の認定新規就農者が借り受ける案件となっております。本件は地域の推進委員、農業公社の農地コーディネーターが調整を図った案件です。

整理番号5番及び8番は、大沢地域集積協力金事業の対象となっており、いずれも地域の担い手に貸し付ける案件となっております。

整理番号6番及び7番は、下鵜飼地域集積協力金事業の対象となっており、同一の担い手に貸し付ける案件となっております。

以上、議案第2号整理番号3番から8番までについては、経営面積、 従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た していると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

本案件の現地調査報告を幅推進委員にお願いします。

幅推進委員

推進委員の幅です。それでは私の方から議案第2号のうち整理番号3番から8番までの農地について、現地調査を実施いたしましたので、ご報告申し上げます。

議案第2号のうち整理番号3番から8番までの農地につきましては、 いずれの現地も全体として広く農地として活用されていることが確認 できました。

農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第2号のうち整理番号3番から8番までの現地調査報告 を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号整理番号3番から8番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第2号整理番号3番から8番までについては原案のとおり決定いたしました。

佐藤推進委員の入場を許可します。

(佐藤桂推進委員入場)

議長

佐藤推進委員にお伝えします。議案第2号については原案のとおり決 定しました。

議長

日程第6、議案第3号、農用地利用配分計画(案)に対する意見の決

定についてを議題とします。

本案件の整理番号5番につきましては、現地調査報告のため出席して おります佐藤桂推進委員が関係する案件ですが、農地利用最適化推進 委員は農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に は該当しませんので、退席の必要はありません。

佐藤推進委員 推進委員の佐藤です。審議しやすいように退席を希望いたします。

議長 ただ今本人からの申し出がありましたので、佐藤推進委員の退席を許可します。

(佐藤桂推進委員退席)

議長 事務局より説明させます。

高橋主査 議案第3号について補足説明いたします。議案書は25ページをご覧 ください。

議案第3号のいずれの案件につきましても、農地の集約化を図るため、担い手同士で話し合った結果に基づき配分計画の変更をするものです。以上、議案第3号は、経営面積、従事日数など別添意見書のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、再配分に係る案件のため省略します。 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を 求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。 佐藤推進委員の入場を許可します。

(佐藤桂推進委員入場)

議長 佐藤推進委員にお伝えします。議案第3号については原案のとおり決 定しました。

議長 日程第7、議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定

についてを議題とします。 事務局より説明させます。

細川主任主査

議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について補 足説明いたします。案件は1件です。議案書は31ページ及び32ペー ジをご覧ください。

整理番号1番は、航空写真等により調査したところ農地でなくなってから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。

以上で補足説明を終わります。

議長本案件の現地調査報告を佐藤推進委員にお願いします。

佐藤推進委員 推進委員の佐藤です。それでは私の方から議案第4号について、現地 調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、滝沢総合公園体育館より南西へ約150メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側及び西側は雑種地、南側は水路、北側は道路となっており、現地は周囲の資材置場と一体的に使用されていました。

以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、既に農地性はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を 求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、令和5年度農林関係税制改正要望事項の決定 についてを議題とします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第5号、令和5年度農林関係税制改正要望事項の決定についてを ご説明申し上げます。議案書は34ページから37ページをご覧くだ さい。

(議案書朗読説明)

以上で説明を終わります。

議長

ここで関連がありますので、日程第10、報告第1号、第1回農政小 委員会の報告について、農政小委員会吉清水委員長より報告をお願いし ます。

吉清水委員長

農政小委員会委員長の吉清水です。それでは私の方から、第1回農政 小委員会の顛末についてご報告いたします。議案書は48ページと4 9ページをご覧ください。

第1回農政小委員会は5月16日に農政小委員会委員8名により、令 和5年度農林関係税制改正に関する要望について協議を行いました。

こちらは事務局から説明がありましたように、検討の結果、議案のと おり本市において利用実績があり、かつ、本年度末までに特例措置等 の期限を迎える3点の期限について延長することを要望事項として、 総会に提案することを決定しました。

また、この他、3年に一度、市に対して行っている市の農業施策に対 する要望活動を本年度実施するため、従来どおり農政小委員会におい て要望書の原案について検討していくことを確認しました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号について、原案のとおり要望することに決定してよろしい か、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり要望することに決定いたしました。

日程第9、議案第6号、令和3年度滝沢市農業委員会事務等の目標及 びその達成に向けた活動の点検・評価の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

それでは、議案第6号、令和3年度滝沢市農業委員会事務等の目標及 びその達成に向けた活動の点検・評価の決定についてをご説明いたし ます。

(議案書朗読説明)

以上で説明を終わります。

議長

議長

議長

細川主任主査

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を 求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第11、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出

の確認事務報告について、及び日程第12、報告第3号、農地転用届 出の確認事務報告につきましては、お手元の議案書50ページからの

とおりとなっておりますのでご確認願います。

議長以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、第24回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和4年5月25日(水) 午後0時00分

会議録署名人 8番委員

会議録署名人 1番委員

これは原本である。

令和4年5月25日

淹沢市農業委員会会長 齊藤 新一